

【平成23年第3回定例会 総務委員会委員長報告】

平成23年6月29日 総務委員長 橋本 勝

総務委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

はじめに、「議案第72号 川崎市市税事務所条例の制定について」であります。

委員会では委員から、区役所の税務窓口の利用状況について質疑があり、理事者から、区役所の税務窓口の利用状況は、証明・閲覧関係が60%、一般相談が10%、申告書の提出が16%、納税折衝が8%、課税の相談が5%、納付書の再発行などのその他が1%である、との答弁がありました。

次に委員から、市税事務所設置後の市の体制について質疑があり、理事者から、市税事務所設置後は、納税折衝及び課税の相談については、市税事務所が担うこととなり、区役所の証明発行コーナーでは、証明・閲覧及び一般相談を受け付けることとなる。また、申告書の提出については、これまで居住区の区役所での対応であったが、どの市税事務所でも行うことが出来るようになる。更に、証明発行コーナーにおいて税務に係る書類の提出があった場合には、市税事務所への書類の取次ぎを行う予定であり、市民サービスの低下にならないよう、これまで以上にサービスの向上に努めていく、との答弁がありました。

次に委員から、税務相談員の主な業務内容について質疑があり、理事者から、非常勤職員である税務相談員の主な業務内容は、証明・閲覧及び一般相談への対応である。なお、ローテーション勤務などにより、空き時間がないように取り組んでいく。また、個別具体的な納税折衝及び課税の相談は、税務相談員では対応せず、市税事務所での相談となる、との答弁がありました。

次に委員から、市民税の申告期間の区役所の対応について質疑があり、理事者から、申告期間である2月から3月までは、区役所に専用窓口を設置し市税事務所の職員を配置して申告の受理等を行う、との答弁がありました。

次に委員から、職員の人材育成への取組状況について質疑があり、理事者から、税務業務の経験年数に応じた研修を段階的に行うとともに、OJTの実施や業務知識の共有や継承などを通じて、専門性を重視した人材育成を行い、職員の知識の向上を図っていく、との答弁がありました。

次に委員から、証明・閲覧業務のIT化の進捗状況について質疑があり、理事者から、IT化を推進することにより市民の利便性は向上すると思われ、前向きに取り組んでいく。ただし、申請者の本人確認や目的に応じた証明書の発行に係る補記事項の多様性など、多くの課題があり、更なるIT化を推進するためには十分な検討が必要である、との答弁がありました。

次に委員から、国税においてもIT化は進んでおり、市税などの地方税においてもIT化を推進することは市民サービスの向上につながるため、一層の推進に努めていきたい、との意見がありました。

次に委員から、市税事務所設置に伴い、区役所窓口における業務の一部が市税事務所に移管されるなど変更が生じるため、納税者に分かりやすいように広報に努めてい

ただきたい、との意見がありました。

次に委員から、納税者が、納税折衝及び課税の相談が行いやすいように、納税通知書が送付される６月にも区役所での相談窓口を設置していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、身近な窓口が集約されることで市民サービスの低下は避けられず、個別の相談にしっかりと対応をすることが自治体の責務と考える。また、行財政改革の一環として、専門性が必要とされる職員を結果的には減らす組織の再編成は市民サービスの後退と考えるため本議案には賛成できないとの意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第８８号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」であります。

委員会では委員から、ＰＦＩ方式で設置されている学校の校舎増築工事にＰＦＩ方式を導入しない理由について質疑があり、理事者から、ＰＦＩ方式で校舎の建設及び管理・運営を契約しており、校舎については、完成時に所有権が市へ移管されている。したがって、仮に、ＰＦＩ方式導入時の契約と同様の形で校舎増築工事にＰＦＩ方式を導入した場合、同一の学校で二つのＰＦＩ方式による管理運営が行われることとなり、混乱を生じる恐れがあるため導入は考えておらず、市の単独事業として行うこととなる、との答弁がありました。

次に委員から、ＰＦＩ方式で建設された校舎の修繕などの維持管理について質疑があり、理事者から、ＰＦＩ方式の契約は１５年間となっており、この期間は、校舎の修繕などの維持管理はＰＦＩ事業者が行うこととなるが、天災等の不測の事態については、市も協議していくことになる、との答弁がありました。

次に委員から、保育園などの学校周辺施設とＰＦＩ方式の本事業との関係について質疑があり、理事者から、学校周辺施設である保育園等は、本事業のＰＦＩ方式の契約内容には入っていない、との答弁がありました。

次に委員から、ＰＦＩ方式導入時の計画と今後の児童数の増加予測について質疑があり、理事者から、ＰＦＩ方式導入時の計画では、当初予測で建設した校舎で十分に対応できるものと考えていたが、今後、計画を上回る児童数の増加が見込まれるため、平成２１年に隣接地を新たに購入し、増築することとなっている、との答弁がありました。

次に委員から、児童数の増加における具体的な見込みについて質疑があり、理事者から、具体的な見込みは、平成２４年は８８６人、平成２５年は９７３人、平成２６年は１，０５５人、平成２７年は１，０９７人、平成２８年は１，１０２人と増加傾向にあると見込んでいる、との答弁がありました。

次に委員から、給食業務費において、事業契約時に児童・教職員を含む人数が４３３人をベースとして、５０人増減するごとに年１０８万円を増減することとした根拠について質疑があり、理事者から、給食業務費において事業契約時に児童・教職員を含む人数が４３３人をベースとした根拠は、平成１７年時点において予測した平成２０年４月の児童数の推計であり、５０人増加するごとに年１０８万円を増減させるの

は、平成17年時点において予測した児童数の推計を基にPFI事業者が提案してきたものである、との答弁がありました。

次に委員から、児童・教職員数の増加に伴う給食業務費の単価の縮減の可能性について質疑があり、理事者から、事業契約書に「50人増減するごとに年108万円を増減すること」となっているため単価の縮減の可能性はない、との答弁がありました。

次に委員から、事業契約書にある「50人増減するごとに年108万円を増減すること」について質疑があり、理事者から、PFI方式の導入については、校舎建設及び15年間の管理運営の契約内容の全体を検討した上で導入したものであり、「50人増減するごとに年108万円を増減すること」のみで検討は行っていない、との答弁がありました。

次に委員から、小中一貫校として建設された学校に通う生徒のみが優遇され公平性の観点からも疑問が残り、黒川地区小中学校新設事業に、地元業者へ工事発注がされないPFI方式を導入することに反対の立場であるため本議案には賛成できないとの意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第124号 平成23年度川崎市一般会計補正予算」であります。

委員会では委員から、避難者への民間賃貸住宅の供与における、被災県から提示されている基準額について質疑があり、理事者から、現時点で、被災県から提示されている基準額は、家賃として9万円となっている、との答弁がありました。

次に委員から、現在、被災者は等々力アリーナに避難しているが、避難所が7月末で閉鎖となる中で、更なる支援の拡充の可能性について質疑があり、理事者から、被災県から提示されている家賃としての9万円では、民間の賃貸住宅を提供することは難しい場合もあり得るが、出来る限りの支援は行っていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、ミューザ川崎シンフォニーホールにおいて、債務負担行為として約22億5千万円を計上しているが、その積算根拠について質疑があり、理事者から、新築時における内装工事費等に被害の状況を加味し、高い音響を再現するだけでなく安全性にも配慮した形で、専門業者等の見積も参考に積算している、との答弁がありました。

次に委員から、更なる負担の増加の可能性について質疑があり、理事者から、被害調査等については、財団法人日本建築防災協会に委託し、被害調査委員会を設置の上、年度内に最終報告を行う予定であり、夏ごろに行われる中間報告を設計に反映をしていく予定であるが、今回の債務負担行為も含めた補正予算総額での対応は可能であると考えている、との答弁がありました。

次に委員から、被害調査委員会が行う中間報告を設計に反映していく方法について質疑があり、理事者から、今回の復旧工事契約は、設計施工一括方式による総合評価一般競争入札を予定しており、設計を組んでいく中で、被害調査委員会が行う中間報告を反映するよう定めた要求水準書を提示する、との答弁がありました。

次に委員から、復旧工事契約を設計施工一括方式とする理由について質疑があり、

理事者から、高い音響を再現するだけでなく安全性にも配慮した設計が必要であると伴に専門性が高いため、設計から施工までを一括して民間事業者が行う必要があると判断した、との答弁がありました。

次に委員から、市内事業者の参入の可能性について質疑があり、理事者から、この規模の工事契約は、通常、JV方式を採用することが考えられるが、このような場合には、構成員に市内事業者を加えることもしてきており、今後、関係局とも調整をし、市内企業への発注が確保できるよう努めていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、今後の予定について質疑があり、理事者から、一般会計補正予算成立後、直ちに事務手続きに入り、9月に復旧工事契約を締結していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、一般会計補正予算成立後から復旧工事契約締結までの期間が短いことによる、請負事業者への負担について質疑があり、理事者から、確かに復旧工事契約締結までの期間が短い、工事議案の提出時期については、今後、調整していく、との答弁がありました。

次に委員から、ミューザ川崎シンフォニーホールの新築工事を行った事業者が、復旧工事の受託事業者になる可能性について質疑があり、理事者から、事故原因の調査を行っているが、現在の状況では、公共工事参入の機会の公平性の観点から、特定の事業者を排除することは出来ない、との答弁がありました。

次に委員から、今回の補正総額は約24億円となっており、その内、ミューザ川崎シンフォニーホール関係で約9億円となっている。この補正予算案が震災対策関係予算として提出されたことは理解できるが、震災対策に係る予算全てを一つの補正予算として提出されると議論もしにくい部分もあるため、今後、議案の提出方法について検討していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、節電行動の促進事業において、予算額2,000万円の具体的な内訳について質疑があり、理事者から、記念品代及び郵送料で1,200万円、広報等事業推進費で800万円である、との答弁がありました。

次に委員から、記念品等の内容について質疑があり、理事者から、記念品等の内容は、家庭での電気使用量が前年同期比で15%以上削減を達成した世帯には、環境配慮行動につながる500円相当の記念品、また25%以上削減を達成した世帯には、3,000円相当の東北地方物産品や本市ゆかりの品をカタログから選定してもらい贈呈する、との答弁がありました。

次に委員から、市民への周知方法について質疑があり、理事者から、市民への周知方法は、一般会計補正予算成立後、直ちにホームページやメディアを活用した広報に努める、との答弁がありました。

次に委員から、(株)セブン-イレブン・ジャパンの業務内容について質疑があり、理事者から、(株)セブン-イレブン・ジャパンは、家庭での電気使用量の削減を達成した世帯に、記念品を配布する業務を行う、との答弁がありました。

次に委員から、(株)セブン-イレブン・ジャパンの活用について質疑があり、理事者から、(株)セブン-イレブン・ジャパンには、記念品の配布を店頭で行うため、集客の効果はあるかもしれない。しかし、記念品の管理や配布などの協力が得られるため、

本市にもメリットはある、との答弁がありました。

次に委員から、他都市の動向について質疑があり、理事者から、東京都23区の一部で記念品などの配布を行っているが、他の政令指定都市では行っていない、との答弁がありました。

次に委員から、記念品の発送時期について質疑があり、理事者から、9月の電気使用量が判明するのが10月上旬となるため、事務手続きの期間を考慮すると10月下旬以降になるものと考えられる、との答弁がありました。

次に委員から、他の手法で実施することの検討について質疑があり、理事者から、通常の広報活動として行っているリーフレットなどの配布ではなく、一般家庭に広く広報するため、市民が節電を実感出来るような方策を考慮した結果、今回の節電行動促進事業となった、との答弁がありました。

次に委員から、環境配慮行動につながる500円相当の記念品や3,000円相当の東北地方物産品や本市ゆかりの品は、地場産業の製品も含めた市民に喜ばれる品を選定していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、安価で手に入れられるような商品にならないよう、本市ゆかりの品や地場産業の製品を含めて検討をしていただき、また、郵送費など間接経費の縮減に努めていただきたい。さらに、今後、事業計画段階から周知期間や費用対効果の検討を十分に行い、本事業においても、限られた期間の中で、どのように周知されたのかを議会へ報告していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、民間建築物の耐震改修促進事業において、特に木造住宅は、早急な対応が必要であり、助成件数の更なる拡充と期間の延長を検討していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、今後、財政的視点からのサマータイム導入の効果を検討していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、緊急雇用創出事業において、県支出金のみの事業となっているが、今後、市費の繰り入れも視野に入れて、更なる雇用促進に努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、再生可能エネルギー導入促進における住宅用太陽光発電設備設置補助事業の拡充において、補助単価を増額し拡充に努めていただきたい。また、住宅用太陽光発電設備設置にあたり、市民から苦情が寄せられているとそく聞しているところもあるので、設置事業者に対して適切な指導を行っていただきたい、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、意見書案について申し上げます。国あてに、「義務教育費の財源確保等に関する意見書」を提出することに決し、その案を議長あてに提出しておりますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上で、総務委員会の報告を終わります。